

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年11月21日)

[件名]

- 鳥取県災害ケースマネジメント協議会の設置について  
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第8報)  
(原子力安全対策課) … 3
- 鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催について  
(原子力安全対策課) … 4
- 原発関連交付金の資源エネルギー庁からの説明と米子市・境港市との面談について  
(原子力安全対策課) … 7
- 令和4年度鳥取県原子力防災訓練 (島根原子力発電所対応) の実施結果について  
(原子力安全対策課) … 8
- 原子力安全顧問の委嘱について  
(原子力安全対策課) … 10

## 危機管理局

# 鳥取県災害ケースマネジメント協議会の設置について

令和4年11月21日  
危機管理政策課

鳥取県中部地震を契機として推進している災害ケースマネジメントの取組について、関係機関の連携体制を構築し、制度の社会実装を図るため「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設置することとし、10月19日に設立総会を開催しました。

## 1 協議会の概要

### (1) 目的

災害ケースマネジメントを実施するにあたり、関係機関の平時からの連携体制と災害時の被災者支援に係る取組の事前合意を図ることにより、実施体制を事前に担保し、災害ケースマネジメントの社会実装を推進することを目的とする。

### (2) 構成機関等

県、市町村、県社会福祉協議会、専門士業団体（県弁護士会、日本FP協会、県建築士会、県宅地建物取引業協会）、県社会福祉士会、日野ボランティア・ネットワーク

アドバイザー：大阪公立大学 菅野准教授（県防災顧問）、とっとり震災支援連絡協議会 川西代表

### (3) 所掌事務

災害ケースマネジメントに係る実施体制の整備、知見の収集及び普及、人材養成 等

## 2 設立総会の概要

(1) 日時 10月19日（水）午後2時から3時10分まで

(2) 場所 県庁災害対策本部室 他（オンライン会議）

### (3) 出席者

- ・知事
- ・県内各市町村長等
- ・県社会福祉協議会 藤井会長
- ・構成専門士業団体の長等
- ・県社会福祉士会 河本副会長
- ・日野ボランティア・ネットワーク 山下代表
- ・大阪公立大学 菅野准教授
- ・とっとり震災支援連絡協議会

### (4) 内容

#### 【第1部】

- ・鳥取県災害ケースマネジメント協議会規約について
- ・災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に係る取組指針について  
→具体的な取組方針、対象となる災害、各機関の役割（災害時及び平時）等について決定。
- ・意見交換

#### 【第2部】

災害ケースマネジメントに係る講演（講師：大阪公立大学 准教授 菅野 拓 氏）

### (5) 出席者の主な発言

- ・県で災害ケースマネジメントの支援の枠組みをあらかじめ作っていただいたことは大変有意義で、町としても心強く感じている。災害ケースマネジメントの実施にあたっては、包括支援センターを核とした体制を検討していきたい。<上川町長（若桜町）>
- ・（中部地震の際）災害ケースマネジメントの提案を県から受け、被災された方々へのきめ細かい復興の手を差し伸べることができた。協議会の設立により、非常時に迅速に住民へ総合的な生活復興に向けた支援が可能になると考えている。<加藤副市長（倉吉市）>
- ・弁護士会でも災害時に問題となった事例を集積しており、専門家としての支援、協力を行いたい。<大田原弁護士（県弁護士会）>
- ・鳥取の取組には、全国の色々な方が注目されている。微力ながら、何か助言や説明ができるのであれば関わっていききたい。<菅野准教授（大阪公立大学）>



設立総会の様子



菅野准教授の講演

## 3 今後の予定

災害ケースマネジメントの標準的な実施方法等を記載した手引きの作成、研修の実施による人材育成等により、関係機関と連携・協力し、災害ケースマネジメントによる被災者支援の実効性ある体制づくりに取り組んでいく。

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第8報）

令和4年11月21日  
原子力安全対策課

令和3年9月15日に発電用原子炉設置変更許可を受けた島根原子力発電所2号機及び平成30年8月10日に発電用原子炉設置変更許可を申請した島根原子力発電所3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです（前回報告はいずれも10月12日の常任委員会です）。

### 1 島根原子力発電所2号機

#### （1）審査

##### ア 設計及び工事計画認可申請の審査

平成25年12月25日申請

10月31日に中国電力は、平成25年12月25日に申請した島根原子力発電所2号機の工事計画（詳細設計）の6回目の補正書を原子力規制委員会へ提出した。取水槽や防波壁等の詳細設計に関する耐震計算書や強度計算書の一部を追加するもの。最後の補正（7回目）を12月に提出する予定。

※ 審査会合はこれまでに4回開催されている。

##### イ 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請

現在まで審査は行われていない（前回報告から変化なし）。

#### （2）安全対策工事

中国電力は、島根原子力発電所2号機における審査内容を安全対策工事に反映させるために耐震工事に時間がかかる等の理由により、10月28日に安全対策工事の完了時期を1年延期し、令和5年度内と公表した。併せて、これにより安全対策費が6,000億円から6,800億円になる見込みを公表した。

現在は、防波壁の補強工事や防波壁における津波漂流物対策工事、アクセスルートの改良工事を行っている。

#### （3）特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請

令和4年10月27日に7回目の審査会合（非公開）が開催された。

<審査項目>地震による損傷の防止、電源設備、緊急時制御室

### 2 島根原子力発電所3号機

#### （1）設置変更許可の審査

平成30年8月10日申請

令和4年9月29日に2回目の審査会合が開催された（前回報告から変化なし）。

#### （2）安全対策工事

10月28日に安全対策工事の完了時期を1年延期し、令和6年度上期内と公表した。島根原子力発電所2号機の工事の計画等を勘案して島根原子力発電所3号機の安全対策工事を進めていくため、島根原子力発電所2号機の工事完了時期の見直しを踏まえて延期したもの。

## 鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催について

令和4年11月21日

原子力安全対策課

第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、島根原子力発電所2号機の工事計画認可申請の審査状況等について確認しました。

- 1 日時 11月1日（火）午後1時30分～午後2時
- 2 場所 県庁災害対策本部室 \*一部ウェブ参加
- 3 出席者 知事、副知事、統轄監、危機管理局長、関係部長  
県原子力安全顧問 占部顧問、藤川顧問  
米子市防災安全監、境港市防災監  
中国電力㈱ 取締役常務執行役員電源事業本部副本部長 島根原子力本部長 北野立夫  
同 常務執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 藪根剛
- 4 議題 島根原子力発電所2号機等の安全のフォローアップ  
島根原子力発電所2号機の安全対策に係る7つの条件の対応状況 \*別添会議資料参照
- 5 結果

### (1) フォローアップの状況

| 項目     | 取り組み内容  |
|--------|---|
| 安全対策   | <ul style="list-style-type: none"><li>・工事計画認可の審査が進行中。原子力規制庁によるヒアリング（事実確認）と原子力規制委員会の審査会合（詳細設計送り事項の審査等）が行われている。</li><li>・原子力安全顧問による審査内容の聞き取りを行い、専門的観点から対策の実効性や安全性等の検証を進めている。</li><li>・最終的に審査結果を取りまとめ、顧問会議意見等を踏まえ、必要に応じて中国電力に意見を提出するとともに、住民へのわかりやすい説明に努める。</li></ul> |
| 原子力防災  | <ul style="list-style-type: none"><li>・原子力防災に関する「防災協力協定」及び「財源協力協定」を7月6日に締結。</li><li>・令和4年度原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）を11月7、12日に実施。</li><li>・原子力防災支援基地を鳥取市松原地内に整備済。更に江府町内に1箇所整備予定。</li></ul>   |
| モニタリング | <ul style="list-style-type: none"><li>・先進県のノウハウ習得（福井県職員の招聘及び本県職員の派遣 8月～9月）。</li></ul>   |

### (2) 原子力安全顧問コメント

- 既に安全性等を確認した設置変更許可との関係性を考慮して、設計及び工事計画認可の対策の実効性や安全性について確認を行っている。今後も審査内容を慎重に検証し、最終的には国の審査結果を踏まえて、顧問会議の意見を提出する。

### (3) 中国電力の報告及び説明概要

- 工事計画認可申請の審査に真摯に対応し、その内容を審査状況説明会で報告するとともに、様々な媒体を用いた広報活動、見学会、地区説明会等で、市民への丁寧な説明を行っている。
- 組織人的能力の向上について、重大事故の実施要員の常時確保に係る体制の整備に加えて、手順書の整備、教育訓練等にしっかりと対応し、柔軟かつ力量のある人材を確保していく。
- 信頼回復、安全文化の醸成について、安全協定の運用にしっかり取り組む。また、安全文化の醸成活動を監視、評価する組織を設置し、保安規定の認可をいただく手続きを進めていく。
- 3号機の審査再開は、燃料の耐震性を高めるためチャンネルボックスを厚くしたことに伴い、解析コードの検証作業に取り掛かったところ。2号機の工事計画認可後に、人員が本格的に3号機側に移動する見通し。
- 2号機の安全対策工事は、地盤改良や耐震補強の追加等が必要となり、今年度いっぱい完了が難しく、来年度に持ち越すことになった。来年度のできるだけ早いうちに完了させたい。

2022年11月1日  
中国電力株式会社

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る  
安全対策について（回答）に対する当社の対応状況について

1. ご要請いただいた7項目に対する対応状況

本年3月25日にいただいた「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）」に対する当社の対応状況は以下のとおりです。

当社としましては、鳥取県からいただいたご要請に対して、誠意をもって対応していくとともに、「安全性の向上に終わりはない」との考えのもと、今後も取り組みを積み重ねてまいります。

また、引き続き様々な機会を通じて、当社の取り組みを分かりやすく丁寧にお伝えし、より多くの皆さまにご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

| ご要請事項   | 対応状況  |
|---|---|
| 1. 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。 | 1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめとした各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新規規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと取り組んでまいります。<br>また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合には、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたします。                   |
| 2. 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。                          | 2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き真摯に対応してまいります。<br>また、その状況につきましては適宜、貴県、米子市および境港市に、審査状況説明会の場でご報告させていただくとともに、県民の皆様に対しましても、様々な媒体を用いた広報活動の取り組みや見学会、地区説明会などの様々な機会を捉えて、分かりやすく丁寧に説明を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。 |
| 3. 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。                            | 3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優先で緊張感をもって、万全を期してまいります。<br>このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についての取り組みを行っております。<br>引き続き、これらについての充実・強化を図ってまいります。        |

| ご要請事項   | 対応状況  |
|---|---|
| <p>4. 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。</p>   | <p>4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。<br/>また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。</p>  |
| <p>5. 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。</p>   | <p>5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。</p>   |
| <p>6. 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。</p> | <p>6. 本年4月8日に一部改定し締結しました「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実な運用に努めてまいります。<br/>また、今後も更なる安全文化の醸成に向け、協力会社を含め、原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を実施してまいります。</p>  |
| <p>7. 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。</p>                                       | <p>7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子力防災対策につきましては、今後も誠意をもって対応させていただきます。<br/>また、本年7月6日に、貴県および島根県と当社の3者間で、当社が両県へ要員および資機材の面での支援を行うこと、貴県が実施する原子力防災対策に係る財源について当社が協力することを規定した「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結いたしました。<br/>合わせて、財源協力に係る具体的事項を定めた「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定」を締結いたしました。<br/>引き続き、島根原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、原子力防災について最大限対応し、地域の皆さまにご安心いただけるよう努めてまいります。</p> |

以 上

# 原発関連交付金の資源エネルギー庁からの説明と米子市・境港市との面談について

令和4年11月21日

総合統括課、原子力安全対策課

令和4年11月10日(木)に保坂 伸(ほさか しん)資源エネルギー庁長官が、平井伸治鳥取県知事と丸山達也島根県知事に対し、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(以下、「本交付金」という。)の交付規則を改正し、原発立地県に加え、今回から周辺県に対して本交付金を交付することとしたことを説明されました。

この制度改正に伴い、原発周辺県として本交付金の交付を受けるのは、鳥取県が全国で初となる予定です。

なお、本交付金の制度改正は、かねてより鳥取県、島根県等から必要な財政措置を国へ要望していたことを受けたものです。

その説明会の後、平井知事は、直ちに伊木隆司米子市長及び伊達憲太郎境港市長と面談し、今後の対応方針等について確認をしました。その概要は、下記のとおりです。

## 1 保坂資源エネルギー庁長官と丸山島根県知事、平井鳥取県知事との対話

(1) 日時等 令和4年11月10日(木) 午後5時25分～5時55分 オンライン会議

(2) 出席者 保坂資源エネルギー庁長官、小澤資源エネルギー庁次長、丸山島根県知事、平井知事

(3) 主な内容

【交付金の概要(資源エネルギー庁の説明)】

目的: 原子力発電施設等を取り巻く環境変化(再稼働等)が立地地域等に与える影響を緩和すること

用途: 公共用施設に係る設備、維持補修及び維持運営事業、産業活性化に資する事業、福祉対策に資する事業、地域活性化に資する事業等

【今回の制度改正の概要】

○交付対象地域に、原発立地市町村のある道県に加え、当該市町村に隣接する市町村のある道県を加える。  
⇒周辺県である鳥取県にも拡大

○交付上限額は、特例として今回は島根県に10億円、鳥取県に5億円とする。(今回1回限り)

【平井知事の主な発言】

○周辺地域が求めているのは安全であり、対策に要する費用については一定の財源措置がなされるべき。当方のこの意見に対し、今回の改正を設定頂くことは評価するものの、問題の解決はもっと大きなところにある。今回限りの5億円の財源措置で解決になるものではない。

○原子力災害対策特別措置法で我々周辺自治体にも原子力防災対策が義務付けられている一方で、国策としての財源措置がなされていないというギャップがあるという根本的な課題解決を国には議論してほしい。

## 2 平井知事と米子市長、境港市長との面談

(1) 日時等 令和4年11月10日(木) 午後5時55分～6時5分 オンライン会議

(2) 出席者 平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

(3) 主な内容

○長年主張してきた周辺地域への財政的支援に、一つの道筋がついたことは評価する。

○一方で、安全対策には毎年費用負担が生じており、周辺地域の財源問題は解決していない。今回は1回限りの交付金であり、解消に向けて、両市と県で連携し、政府に対して要望を続けていく。

○交付金は、今後3者で協議しながら、できる限り有効に活用していく。

## 3 交付金に係る今後の対応方針案

○地元2市と県で協議体を設置し、2市の意向をよく伺いながら、できる限り意向に沿った形で交付金の有効活用ができるよう、本交付金に必要とされる地域振興計画の策定に向けた作業を進めていく。

### <参考>これまでの主な経緯

○令和3年9月 島根原子力発電所2号炉の新規制基準合格を受け、保坂資源エネルギー庁長官が平井知事に再稼働の方針を説明

○令和4年3月 鳥取県、米子市、境港市の3者連名で中国電力株式会社へ7つの条件を前提に島根原子力発電所2号炉の再稼働に係る安全対策に了解。同時に国に対し、UPZにおける原子力防災体制のより一層の強化のための財源確保等について要請

○令和4年6月 島根県知事が本県等の要請事項についても国へ要請した上で、島根原子力発電所2号炉の再稼働について事前了解

○令和4年10月 資源エネルギー庁から交付金の対象を鳥取県にも拡大することについて説明

# 令和4年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について

令和4年11月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を鳥根県、米子市、境港市等と合同で実施しました。訓練実施・検証により得られた成果は、地域防災計画、広域住民避難計画等に反映し、更なる計画の実効性向上を図っていきます。

## 1 概要等

### (1) 実施日

11月7日（月）図上訓練、12日（土）実動訓練

### (2) 場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、琴浦町東伯総合公園、避難先施設（鳥取市・北栄町）、西部総合事務所、原子力環境センター、中国電力株式会社島根原子力発電所 等

### (3) 参加機関、参加者数

19機関、約500人（住民約80人、バス5台、自家用車9台）

鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、琴浦町、鳥取市、北栄町、鳥取地方気象台、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、境海上保安部、国土交通省倉吉河川国道事務所、中国電力株式会社、（一社）鳥取県診療放射線技師会、（一社）鳥取県薬剤師会、鳥取大学医学部附属病院、障がい者支援施設 光洋の里

### (4) 主要訓練項目

- ①災害対策本部の対応検証
- ②避難行動要支援者の避難手順の検証
- ③避難円滑化に係る手段の検証

### (5) 訓練想定

鳥根県東部を震源とした地震が発生し、その後島根原発2号機において、送電線事故により外部電源が喪失するものの、非常用ディーゼル発電機が起動し、非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施。

非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至る（その後、放射性物質の放出）。

鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避・避難（一時移転）等の防護措置を実施。

### (6) その他

2県6市による合同訓練は平成23年度から実施し、今回で12回目。

## 2 訓練の主な成果等

### 【実動訓練】

#### (1) 住民参加による自家用車・バスによる避難訓練（2年ぶりの住民参加）

- ・令和2年度以来、2年ぶりの住民参加による訓練を実施し、住民への意識啓発が図れた。
- ・初めて自家用車で避難先施設まで走行する訓練を実施し、避難元住民が避難経路や避難先地域の状況を把握するとともに、避難先施設関係者等の理解促進が図れた。

（境港市→鳥取市：中ノ郷小学校、米子市→北栄町：大栄体育館）

#### (2) 避難行動要支援者の避難手順の確認

- ・初めて中国電力が配備したストレッチャー車両を使用した避難訓練を実施し、県、市及び中国電力で要支援者避難に係るストレッチャー車両の運行手順の確認や車両への避難者の乗車手順の習熟等を図れた。

#### (3) 道路監視カメラの運用手順等の確認

- ・避難訓練に合わせて道路監視カメラシステム、信号機遠隔制御装置、道路標示板を運用し、避難の円滑化に資する資機材機器の運用等の習熟を図れた。



#### (4) 避難車両の迂回

- ・訓練中（避難中）に山陰道で事故発生に伴う通行止めが発生し、情報を入力した誘導車の措置により迂回し、避難することができた。

#### (5) 故障車両等の排除

- ・避難バスを誘導する車両にトラブルが発生したが、排除し避難を行うことができた。故障車両や事故車両の速やかな排除や事故処理等の対応について、県警、県土整備部、関係団体等と検討し、対応に係る手順の確認や体制を構築する。

#### 【図上訓練】

##### (1) 避難円滑化に係る手順の検証

- ・避難円滑化のために整備した道路監視カメラや道路情報板等の運用手順の確認や、事態の進展に応じた原子力防災アプリやホームページ等による情報伝達の習熟が図れた。

### 3 訓練内容

| 訓練項目   | 内容  |
|--|---|
| ①本部等運営訓練<br>(初動対応訓練)                           | □災害対策本部会議の運営、TV会議等の実施、現地災害対策本部の運営を通じて、連携要領及び初動対応要領を確認   |
| ②緊急時モニタリング訓練                                   | □緊急時モニタリング計画に基づく監視・測定・報告等の活動手順の確認<br>□情報共有システムによる情報伝達手順の確認、機器取扱い習熟度の維持向上<br>□機動モニタリング、放射線測定機器取扱い習熟度の維持向上  |
| ③広報・情報伝達訓練                                     | □緊急速報（エリア）メール・あんしんトリプルメール・原子力防災アプリによる情報伝達、報道機関との連絡調整、道路情報表示板を活用した情報伝達の検証  |
| ④住民避難訓練<br>(米子市河崎公民館区、境港市余子・誠道・中浜。避難行動要支援者を含む) | □バスによる避難手順の検証<br>□住民の自家用車による避難手順や避難経路、避難先の確認<br>□福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認<br>□信号機遠隔制御による避難円滑化や、道路監視カメラによる避難状況の把握                                       |
| ⑤避難退域時検査等訓練                                    | □避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認、展開手順の習熟<br>□車両用ゲートモニタ等各種資機材操作方法の習熟、汚染検査手順及び大型車両除染システムの確認、新たに拭き取りによる簡易除染手順の検証<br>□検査会場の人員体制の検証、各種資機材の円滑かつ効率的な運用を行うための検査会場レイアウトの検証 |
| ⑥避難支援ポイント設置・運営訓練                               | □避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認<br>□避難退域時検査会場や災害対策本部との連携及び情報収集・伝達の手順の確認<br>□避難住民への情報提供   |
| ⑦避難行動要支援者避難訓練                                  | □避難対象施設における避難計画の確認及び実効性の検証<br>□避難元施設、行政機関等との連携確認<br>□放射線防護施設の動作確認   |
| ⑧原子力災害医療活動訓練（鳥取大学医学部附属病院）                      | □院内防護区画の設定、線量確認と除染、その後の治療に至る一連の対応手順の確認<br>□医療救護活動の後方支援の実効性の検証   |
| ⑨原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤の配布）                        | □緊急配布指示の伝達訓練<br>□車両検査における安定ヨウ素剤緊急配布手順確認、検証  |
| ⑩避難誘導、交通規制等訓練                                  | □災害警戒本部等設置運営訓練<br>□県警による避難誘導、広報・情報伝達、信号機の遠隔制御動作確認、交通検問所の設置、渋滞解消のための誘導等  |



避難退域時検査(車両検査)訓練



中電ストレッチャー車両による避難訓練



道路監視カメラシステムによる避難車両の確認

## 原子力安全顧問の委嘱について

令和4年11月21日  
原子力安全対策課

本県では、原子力災害対策等について技術的観点から幅広く指導、助言を得ることを目的に、鳥取県原子力安全顧問を設置していますが、顧問の任期が満了したことから、10月17日付けで17名（いずれも再任）の専門家へ顧問を委嘱しました。

- 1 委嘱者 17名
- 2 任 期 令和4年10月17日（委嘱日）～令和6年10月16日
- 3 自己申告の状況

顧問の中立公正性及び透明性を適切に確保するため顧問の要件等を定めており、委嘱に当たって自己申告調査を行い、全顧問が欠格要件に該当しないことを確認しました。

### （顧問の資格基準）

- ・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去3年間）
- ・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去3年間）
- ・同一の原子力事業者から年間50万円以上の報酬を受領していない者（過去3年間）

### （情報公開事項）

- ・過去3年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況

## 4 原子力安全顧問一覧 （令和4年10月17日現在）

| 分野       | 専門分野       | 所属・役職                  | 顧問名   |
|----------|------------|------------------------|-------|
| 環境モニタリング | 放射線計測・防護   | 福山大学名誉教授               | 占部 逸正 |
|          | 環境放射能      | 広島大学・教授                | 遠藤 暁  |
|          | 放射能環境動態    | 京都大学複合原子力科学研究所・准教授     | 藤川 陽子 |
| 放射線影響評価  | 内部被ばく      | 日本文理大学・教授              | 甲斐 倫明 |
|          | 緊急被ばく医療    | 広島大学・副学長               | 神谷 研二 |
|          | 救急医学・被ばく医療 | 量子科学技術研究開発機構・グループリーダー  | 富永 隆子 |
|          | 放射線治療      | 鳥取大学医学部付属病院・教授         | 吉田 賢史 |
| 地震       | 地震メカニズム    | 鳥取大学名誉教授               | 西田 良平 |
|          | 強震動、震源断層   | 鳥取大学・教授                | 香川 敬生 |
| 原子炉工学    | 原子炉工学      | 原子力安全システム研究所技術システム研究所長 | 片岡 勲  |
|          | 原子炉物理      | 大阪大学・教授                | 北田 孝典 |
|          | 原子炉工学      | 東京都市大学・准教授             | 牟田 仁  |
|          | 材料力学       | 大阪大学・教授                | 望月 正人 |
|          | 原子炉工学      | 名古屋大学・准教授              | 吉橋 幸子 |
| 地下水      | 地質工学       | 鳥取大学・准教授               | 河野 勝宣 |
| 放射性廃棄物   | 核燃料サイクル    | 京都大学・教授                | 佐々木隆之 |
| 原子力防災    | 地域防災学      | 筑波大学・准教授               | 梅本 通孝 |

### （参考）活動実績（前委嘱期間 令和2年10月17日～令和4年10月16日）

- ・原子力安全顧問会議
- ・原子力安全顧問ワーキンググループ
- ・原子力安全対策合同会議
- ・島根原子力発電所視察
- ・島根原子力発電所2号機の審査結果再確認